

公募型プロポーザル方式による受託者公募に関する公告

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 委託業務内容等

- (1) 業 務 名 令和 7 年度産地輸出支援事業（台湾等：かんしょ等）業務委託
- (2) 業務内容 台湾等における量販店等と連携した本県産かんしょ等の販促活動等
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

2 参加者の資格要件

当プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

ア 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格がある（申請中を含む）こと。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

オ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、(2) の評価基準により、企画提案書類について審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

評価項目	評価事項
提案内容及び手法	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積金額の妥当性
会社の運営体制	⑥実施体制の適切性
会社の業務実績	⑦同種又は同類業務の実績

4 手続き等に関する事項

(1) 公募に関する説明書等の交付場所等

ア 交付場所及び問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県営業戦略部県産品販売課

電話：029-301-2855 FAX：029-301-2859

なお、説明書等は、上記において直接交付するほか、入札情報サービスからダウンロードできる。

イ 交付期間

公告の日から令和7年7月10日（木）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(2) 質疑

別に定める説明書による。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年7月10日（木）午後5時必着

イ 提出場所

上記（1）アの問合せ先に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残るものに限る。）

エ 提出書類

別に定める説明書による。

(4) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時・場所

企画提案書等を提出した者に対し、別途通知する。

イ その他

- ・ プレゼンテーションは非公開とする。
- ・ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本公募参加者等又は契約の相手方が本件公募に関して要した経費は、当該公募参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (6) 契約書の作成要否 要
- (7) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (9) 審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また委託金額は、採用決定後、見積り合わせにより別途決定する。
- (10) その他詳細については説明書による。